

こんなとき	届出・申請に必要なもの等
<p>◎町外の施設へ入院、入所をするため、当該施設に住所を異動したとき</p>	<p><u>転出手続きの際に、併せてお届けください（翌年以降は勸奨通知を送付します）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現在お持ちの松茂町国民健康保険資格確認書等（対象者分） ● 対象者のマイナンバーが分かるもの（マイナンバーカードまたは通知カード） ● 転出先の住民票原本（初年度は後日提出でかまいません、翌年度以降は住所変更が無い場合不要です） ● 来庁者の本人確認書類（顔写真付のもの1点、顔写真のないもの2点）

※ 入所(院)中は毎年手続きが必要です。翌年以降は6月上旬頃に手続きの勸奨通知を送付します。

※ 途中で入所施設が変わったり、住所異動をしたときは別途手続きが必要です。必ず住民課へご連絡をお願いします。

※対象者が世帯主であり、残る世帯に国保世帯員がいる場合は別途手続きがあります。住民課へお問い合わせください。



松茂町マスコットキャラクター-松茂係長